

令和7年2月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 令和7年2月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和7年2月7日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程（第1号）	4
○	荒巻議長開会宣告	4
1	議員異動報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第4号議案	5
1	第4号議案、同意	6
1	第1号議案から第3号議案	6
○	山崎広域連合長の提案理由説明	6
1	一般質問	
○	小原明大議員の質問並びに山崎広域連合長、山崎事務局長及び井関業務課長の答弁	7
1	第1号議案から第3号議案（質疑・討論・採決）	
○	光永敦彦議員の討論	17
○	堀口宏隆議員の討論	18
1	第1号議案から第3号議案、可決	19
1	議第1号議案から議第3号議案	20
○	松本俊清議員の提案理由説明	20
1	議第1号議案から議第3号議案（採決）	
1	議第1号議案から議第3号議案、可決	21
○	荒巻議長閉会宣告	21

○ 上 程 議 案 等

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	令和 7 年度京都地方税機構一般会計予算	原案可決
第 2 号	令和 6 年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	原案可決
第 4 号	監査委員の選任について同意を求める件	同 意
議第 1 号	京都地方税機構議会個人情報保護条例一部改正の件	原案可決
議第 2 号	京都地方税機構議会会議規則一部改正の件	原案可決
議第 3 号	京都地方税機構議会傍聴規則全部改正の件	原案可決

令和7年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

令和7年2月7日（金）午後2時00分開会

○出席議員（31名）

荒	卷	隆	三	君	
中	村	正	孝	君	
北	川	剛	司	君	
光	永	敦	彦	君	
岡	本	和	徳	君	
小	鍛	治	義	広	君
岩	崎	崇	央	君	
山	本	治	兵衛	君	
高	橋		輝	君	
坂	本	優	子	君	
今	川	美	也	君	
星	野	和	彦	君	
小	川	克	己	君	
上	原		敏	君	
青	山	まゆみ		君	
小	原	明	大	君	
寺	田	圭	佑	君	
向	川		弘	君	
和	田		晋	君	
下	間	康	広	君	
森	本		隆	君	
井	上	博	明	君	
田	井		稔	君	
小	割	直	彦	君	
堀	口	宏	隆	君	
松	本	俊	清	君	
井	上	武津	男	君	
青	木		敏	君	
隅	山	卓	夫	君	
松	山	義	宗	君	
山	崎	良	磨	君	

○欠席議員（1名）

徳 谷 契 次 君

---

○議会事務局

議会事務局長

東 原 勲

---

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山 崎 善 也

副広域連合長

山 添 藤 真

副広域連合長

古 川 博 規

事務局長

山 崎 隆 一

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

矢 部 昌 宏

事務局業務課長

井 関 秀 之

事務局法人税務課長

土野池 典 子

事務局業務課参事

森 田 嘉 彦

事務局業務課参事

高 見 眞 司

事務局法人税務課参事

金 崎 昌 和

---

議事日程（第1号）令和7年2月7日（金）午後2時00分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第4号議案
- 第6 第1号議案から第3号議案まで（広域連合長説明）
- 第7 一般質問
- 第8 第1号議案から第3号議案まで（質疑・討論・採決）
- 第9 議第1号議案から議第3号議案

以 上

---

○議長（荒巻隆三君） これより、令和7年2月、京都地方税機構議会定例会を開会し、

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず議員の異動報告を行います。山内実貴子君、松本俊清君の議員の任期満了に伴い、笠置町議会から松本俊清君が引き続き選出されましたので御報告いたします。

新たな選出議員として、宇治田原町議会から堀口宏隆君が選出されましたので、御報告いたします。

また、酒井常雄君、酒井裕史君、菱田光紀君、北村吉史君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がございましたので、これを許可いたしました。

新たな選出議員として、京都府議会から北川剛司君、綾部市議会から高橋輝君、亀岡市議会から小川克己君、大山崎町議会から井上博明君が選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告6件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については、先に送付しておきましたのでお調べをお願いします。

また、例月出納検査の結果報告は、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました北川剛司君ほか5名の議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、小鍛治義広君及び山崎良磨君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第5、第4号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。東原議会事務局長。

〔東原議会事務局長朗読〕

---

第4号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

令和7年2月7日提出

京都地方税機構

広域連合長 山崎 善也

記

山 崎 良 磨

---

○議長（荒巻隆三君） お諮りいたします。ただいま議題となっております第4号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、関係議員は除斥することになっておりますので、山崎良磨君の退場を求めます。

〔山崎良磨君退場〕

○議長（荒巻隆三君） それでは、山崎良磨君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、山崎良磨君の監査委員選任に同意することに決定いたしました。

〔山崎良磨君再入場、着席〕

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第6「第1号議案」から「第3号議案」までの3件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、令和7年2月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

当機構の京都市内3地方事務所の統合につきましては、昨年より新しい事務所の開設に向けて鋭意準備を進めてまいりましたが、本年1月から新たに京都地方事務所として業務を開始しております。新事務所を含むすべての事務所において、引き続き税務コンプライアンスを徹底するなどしっかりと業務運営を行ってまいります。

それでは、今回提案させていただいております各議案につきまして、一括して、順次御説明申し上げます。

まず、第1号議案「令和7年度京都地方税機構一般会計予算」であります。

本予算案には、滞納整理業務及び法人関係税課税事務、自動車関係税申告書等受付事務並びに償却資産に係る固定資産税課税事務の業務執行に要する経費等を計上しております。

令和7年度の歳入歳出の予算総額は、24億1,356万円となり、歳入は各構成団体からの負担金収入等となっております。

歳出の主なものとしては、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億4,575万円、業務運営費等に8億6,781万円を計上しております。

次に、第2号議案「令和6年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億6,904万円を増額し、予算総額を27億1,027万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等について、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものを増額するものでございます。

次に、第3号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」についてであります。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例の所要の改正を行うとともに経過措置を設けるための整理条例を制定するものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許可いたします。

まず、小原明大君に発言を許可します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君 それでは一般質問をさせていただきます。

まず始めに、令和7年度の運営方針についてお伺いいたします。

令和5年度決算の数字では収納率は過去最高となり、未納額は過去最小となりました。今年度も、お聞きしているのは9月までの到達ですが、各年度の同月比で収納率は最高、未納額は最低となっています。

令和6年度は5年度に引き続き、収納率の伸びを維持するという目標だったとのことですが、令和7年度の当初予算編成に当たっての収納率と目標をお聞きいたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 令和7年度の収納率をはじめとする目標につきまして、答弁申し上げます。

当機構において重点的に取り組むべき事項については、各年度の運営方針として取りまとめているところですが、来年度の策定に当たりましては、今年度の当機構の業務運営状況を踏まえることが必要と考えております。

まず、収納率ですが、12月末時点の概算ではありますが、公表しております9月末現在と同様に、昨年度に比べ数%上回っている状況でございます。

また、組織においては、1月に京都市内3地方事務所を統合したばかりであり、職場環境も変更しているところであります。

こういった状況に加え、年度末に向けた徴収の動向等にも注視をしなければなりませんので、今後、人材の育成をはじめ、適正な業務遂行を進める様々な観点から、収納率の目標や力を注ぐべき取組の内容を検討してまいります。

以上です。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。

今年度はまだ続きがあるということですので、それを踏まえてということですが、当初予算編成もしていることですので、少しでもお聞きできればよかったなと思うのですが、前回の一般質問で、連合長は、令和7年度以降の業務の進め方について、納税者の自主申告、自主納付の意識を高める取組を進めると言われていました。それは具体的にどのようなものかお聞きしたいと思います。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

○広域連合長（山崎善也君） それでは、自主申告、自主納付の意識を高める取組につきまして、答弁申し上げます。

現在、当機構の課税事務においては、申告書の受付等に加え、様々な調査等を通じて申告義務のある方に申告指導等を行っております。

また、滞納整理では、折衝中心の事務処理では滞納者の納期内納付への意識が薄れ、期限内に納付している納税者にも悪影響を及ぼしかねないことから、滞納整理本来の確実で効率的な徴収を、手続の適法性、また、妥当性を確保しながら行っております。

こうした公平・公正な業務を進めるための取組の積み重ねが、自主的で適正な申告や納期内納付の推進に繋がっていくものと考えております。

以上です。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。

今、折衝中心でいきますと、この納付という意識の醸成の面で薄れるという御答弁があったかなと思うんですけども、では、納期内納付を進めていくことのために機構として取り組めることはどういうことでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） 自主的な納期内納付の取組ということでございますが、先ほど連合長が答弁させていただきましたとおり、納税者の意識を高めるためには、折衝という手法もありますが、やはり法律で税は納めなければならない、そしてそのための手法が法の中で決まっているわけでございますので、我々としては、そういった取組を粛々とさせていただき、そして、その積み重ねが、広く納税者の納税意識を高める、納期内納付につなげる

ための一つのきっかけになろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 了解しました。私も思いがありますのでまた後ほど述べたいと思います。

2つ目の徴収業務及び職員研修についてお伺いしたいと思います。

これまで私どもは、職員さんの研修が重要だということを言い続けてきました。

そこで、どのような研修をされているのかを勉強させていただかなければならないなと思いついて、研修の資料を見せていただきました。

ただ、専門的な研修は徴税のノウハウに関わるため、納税逃れのコツを指南できてしまいかねないということでしたので、確かにそのとおりだなと思いついたので、基礎中の基礎であろうこの「徴収部門新規派遣職員研修(前期)」というのを勉強させていただきました。

この研修の中で、「滞納者への接遇」というテーマがあるのですが、私達から見て少し抵抗感のある言葉がありました。市民対応で気をつけたいこと5選として、「相手のことをお客様と言わない」、これはちょっと分かるんですけども、「話は親身に聞き流す」、「どこまで対応するかは自分の裁量で決められると思うこと」、「見下さず、へりくだらずの毅然とした態度で」、「人ごとに対応を変える」というものです。

このそれぞれの意図するところをお尋ねいたします。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○業務課長（井関秀之君） 「新規派遣職員研修」の概要につきまして答弁申し上げます。

この研修は、毎年度、人事異動直後の4月上旬に、新たに当機構の徴収部門に配属された職員を対象に行っているものであります。

研修では、滞納整理においては、滞納者の実情を的確に把握した上で、法令に基づく処理を確実に行うこととして、徴収に携わる職員には、まず、法令を遵守する意識を強く持ってもらいたいと思っております。

具体的に言いますと、個別の職務遂行においては、納税者に親切、丁寧に接することは、公務に関わる者として当然としつつ、租税における債権者と債務者との関係は、民事のように法的に対等ではなく、交渉といったこともないことから、法律等に照らして、できることはできる、できないことはできないと滞納者に明確に伝える必要があること、また、滞納者からの反発を恐れて、本来やってはいけない取扱いをしないということを教えようとしています。

議員から御紹介いただきました言葉は、少々極端な表現かもしれませんが、先輩職員がそうしたことを伝えようとしたものであります。

以上です。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 「話は親身に聞き流す」というのはどのような意図でしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 納税折衝の場等におきまして、滞納者の方の主張を親身に丁

寧に聞くのは当然のことでございますけれども、その主張によって最終的な判断を左右されてはいけないという意味におきまして、最終的な判断は、相手の主張にとらわれることなく、法律に基づいて行う必要があるということを意図しております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 それと、「どこまで対応するかは自分の裁量で決められると思うこと」そして「人ごとに対応を変える」というのはどういう意図でしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 納税折衝の場等におきまして、納税者の方の御主張につきましては、全てが対応できるものではございません。法令の規定等に従いまして、もちろん、組織的な判断を経て、地方税機構側の裁量によって判断するということを意図しております。

「人ごとに対応を変える」につきましては、当然、納税者の方お一人お一人事情が違いますので、その方に合った対応が必要であることを意図しております。当然、人によって恣意的に適用を変えるということがあってはならないことは当然でございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。ちょっとしつこく聞いてしまっすいませんでした。研修を担当された方への個人批判をするつもりでは決してありません。

資料の他のページで強調されていますように、地方公務員の長期の病気休暇の取得が急増をしており、新人職員さんに何とか自分の心を守ってくれと言うために、あえて刺激的な言い回しをされたことだと私は思っています。研修は内輪で行うものですので、それを覗き見てつくような真似をして申し訳なかったと思いますが、今、意図は確認させていただいて、了解をいたしました。

この滞納整理はストレスやプレッシャーが極めて高い業務で、ダメージを受けるような機会も多いかと思っておりますので、職員さんに大切な自分の心を守って欲しいという、その思いは心底共感をするものです。

ただ、一方で気になりますのが、それではこの研修全体として、機構は滞納者をどういう存在として捉えているのかなっていうところです。機構ではどのような滞納者観を持ち、それを研修しておられるのかをお聞きいたします。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 当機構の滞納者への対応に係る研修につきまして、答弁申し上げます。

税は地方税法におきまして納期内納付を本来の姿としておりまして、滞納者はそうした状況にはないことから、我々としては、滞納者には本来の姿に近づくよう、できるだけ早く税を納めていただきたいと思いますと思っております。

その対応のために、当機構としては徴収のスキルを高める様々な研修を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 この納期内納付が本来の姿という考え方は、了解をするところなのですが、その納期内納付がなぜできないのかというところに、どのような意識を持っておられるかなということを思っています。

この納期内納付がなぜできないかという部分を、理解不可能なままに終わってしまわないかなということが気になっておりますので、研修全体がどうなっているかを聞きたかったのです。

以前に、ある自治体の生活保護の担当課の方が、「保護なめんな」ジャンパーをお揃いで作ったというすごく批判された事例がありましたけれども、あと、滞納者を人とも思わぬような対応を行っている自治体の、これはよそですけどもね、事例も聞きます。

ですので、機構としても滞納整理業務によるストレスから自分を守るということも大事なのですが、滞納者も人間だという、そういう角度の研修も必要ではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 人権等に係る研修につきまして、答弁申し上げます。

当機構で実施している研修の中に、滞納者に対しての人権を意識した接遇研修といったものはありませんが、社会生活のあらゆる場面において、人権に対する意識を強く持つことは、税の職員に限らず、全ての人にとって重要なことだと考えております。

人権に係る正しい知識を身につける研修については、派遣元の構成団体が実施する研修などを、積極的に受講させているところであります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 確かにこの人権意識というのは、言うまでもなく、当然だということも確かにそうだなというふうに思います。

やはり公務員は、入職した時点で、憲法に則りということ宣誓するわけですので、あくまで大前提ですが、研修の中に個人情報保護という研修もありましたけれども、そこでは、機構の職員がある滞納者について話し合っているのを、他の市民の方が聞いて気分を悪くされ、クレームがあったという事例を紹介されていました。

要は悪口を言っていたということのようなのですが、もちろん腹が立つようなことはあるとは思いますが、それが組織全体として、滞納者を下に見るようなそういう職場風土に繋がらないように、これは業務の性格上所属長の特別な意識が必要じゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 滞納者の方を見下すようなことがあってはならないというのは、当然、絶対にあってはならないことだというふうに考えております。

それぞれの地方事務所などの職場におきまして、所属長、あるいはリーダーとなる職員が、そのことを日々の業務の中で、常に意識して行うことは重要なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 はい、そのとおりだと思います。

先ほど対等ではなく法を執行する立場にあるということも言われましたので、どうしてもこの上下の感覚とかが作られないように特別に意識を持ってやっていくことが非常に重要なと思います。

やはりこの納税者の権利とか人権ということもクローズアップした研修がありませんと、先ほど言いましたような、「親身に聞き流す」とかそういう言葉だけが聞こえますと、本当に大丈夫かなということを考えざるを得ないと思いますので、「はい、人権研修をします」と言ってやるというよりも、日々の業務の中で常に貫いていくものだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以前お聞きしました、滞納者へのハラスメントに関しては研修の場ではどのように取り上げられているか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） ハラスメントに係る研修につきまして、答弁申し上げます。

当機構において、滞納者に特化したハラスメント防止研修といったものはございませんけれども、職場も含めハラスメントのない社会を築くため、ハラスメントに係る正しい知識を身につけ、防止する研修については、当機構をはじめ派遣元の構成団体においても実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 確かにこの滞納者へのハラスメントに特化した研修があるかどうかはそちらの判断もあるかと思います。

ただ、機構として持たれているハラスメント防止のための職員行動指針の中に、一行だけなのですが、職員以外の者にもパワハラしてはならないという文言がありまして、それ以外は職員同士の話が大半なのですが、一行でも、この職員以外の者にパワハラしてはならないという文言がありますので、職員以外の者に対するパワハラとはどういうものがあり得るのか、そして、それをしてはならないということをどのように現実のものにしていくのか、これはやはり研修の中で時間を取る必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 今おっしゃられた人権のお話ですとかハラスメント、これは、滞納者に限ってというのではなくて、生きていく者にとって大事な話だと思っております。

滞納者をどう見るかというところですが、先ほど答弁しましたように、滞納者は、事実として、税金を納めていない方という見方をしております。それに尽きると思っております。それ以上の感情移入をしているわけでもございませんし、我々は、滞納者は税金を払っていないという事実、そしてそれからの対応については、その方が税を払えるだけの資力があるのかどうかという事実、また、納税の意思はあるのかどうかという事実を確かめるという形で、その事実をもって業務を進めさせていただいているところでございます。

ですので、先ほど申し上げましたように滞納者に対しての人権なりハラスメントに特化し

た研修はございませんが、広く人権なりハラスメントに対する研修は実施しておりますし、また、構成団体においても実施をしておりますので、そういったところで滞納者がどうかということではなく、人としてどういった対応をしていくのが正しいかということを広く学んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 もちろん人としてというのは大前提であると思いますが、そのことが試されるのが日々の現場だと思っておりますので、このいろいろな研修で実際のケースに基づいた演習的なこともされていると思っておりますが、そういう議論もされたら嬉しいなと思っております。

事実に基づくというのは、おっしゃるとおりだと思いますが、研修の中で取り上げられている様々な資料といいますか文章でも、よく切れる刃だというような、気をつけようということもある一方で、やっぱり納税の公平が、他の人は払っているのにということで、払っていない人を一人の徴税吏員として許せないという思いを強くするはずですが、こういう文言もありましたので、もちろん、その正義感というのは大事ですけれども、そのことが攻撃的な形にならないことを願いたいと思います。

そして研修に限らず、徴収業務全般ですけれどもこの納税意識があるかどうか見極めるということ、これが滞納整理業務の要諦だと捉えられているわけですが、この納税意識がどうしたら高まるかということなんですね。納めている人との公平性を説くだけでは、なかなかこの意識が高まるということは厳しいのではないかなと私は思っています、もちろん滞納整理業務というのは、厳正に進めることが大事ですけれども、それをきちっと進めながらも、この機構職員さんの、公務員としての高い人格とか、わかってくれた、寄り添ってくれて励ましてくれたなど、職員さんの人間味のようなものが伝わったときに、公平性とか納税の大切さという話が頭に入っていくのかなと思ったりもしています。

こういうふうに丁寧な粘り強い対応をしたら滞納されている方の意識や態度が変わったというような、そういう経験も研修で交流されたらいいなと思ったりしますが、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 滞納者の納税意識の向上につきまして、答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、滞納整理において滞納者の納税の意思を見極めることは、滞納者の納付能力の見極めと同様に、徴収職員にとって非常に重要であります。

徴収職員はそうした見極めの中で、履行の請求、調査、滞納処分、納税緩和措置を行うこととなり、納税意識は連合長が答弁しましたとおり、こうした滞納整理本来の徴収によって高まるものだと思っています。

当機構が納税者を含む住民から求められることは、そうした措置を法律等に基づき公平、公正に、そして、親切、丁寧、正確、迅速に行うことだと思っておりますが、その中で、当機構が行う滞納者への配慮とは何かとなると、やはり滞納者の実情を正確に把握し、それに見合った法律上の措置等を的確に講じ、そしてそれを滞納者に分かりやすく説明することだと考えております。

当機構ではそうしたスキルを身につけるための研修を、職員の経験年数に応じて段階的に実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 この分かりやすく伝えるというのは非常に大事ななというふうに思っています。

滞納されている方の、一見理不尽に見えるような態度があったとしても、そのことを職員の側が福祉的な目線で捉えて対応できれば、スムーズに対応ができて納税の向上にも役立つのではないかなと思うことがあります。

職員さんのメンタルヘルスにとっても、なぜこの人がこういう態度をされているのかという理由が想像できるということは大事なのではないかと考えているのですが、人の振る舞いに対して福祉的な目線で見るということを養うような研修はあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 機構が実施している研修につきまして、答弁申し上げます。

滞納整理の進め方につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりで、当機構では滞納整理を進めるに当たっては、滞納者の実情を正確に把握し、法律上の措置等を的確に講じるスキルを身につける研修を中心に行っております。福祉的な目線に立っての研修といったものは行ってはおりません。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 すいません、ちょっと曖昧な言い方をしてしまいましたけれども、例えば、今、大人の発達障害というようなこともよく言われるようになりましたけれども、この発達特性ってということについて知識があるのとないのとで随分異なる場合があるのではないかなということを事例として思っています、この発達特性という捉え方ができれば、コミュニケーションがスムーズになったり、あるいはこちらの伝えることが分かってもらいやすくなったりすることがあるのではないかなということを私思っていますので、ぜひそういったことも検討していただければということをご提案しておきたいと思っております。

あと毎度言いましてしつこいですが、基本的な福祉制度とか、助成制度とか、そういうものを知っておくことも有益だと思っています。

私も市民の方の生活相談の中で、あれ、老人医療費助成を受けてないんですかっていうようなことがあったりして、その後少し負担軽減がその方もできて、他のところにお金を回すことができたということがあるのですが、こういう知識があるだけで、職員さんが納税折衝の中で、滞納者に対してプラスになる、お互いにプラスになるような提案ができるかもしれないと思いますが、そういった研修もされてはどうでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

○業務課長（井関秀之君） 福祉制度や助成制度の概要に係る研修の実施につきまして、答弁申し上げます。

福祉制度や助成制度に係る研修の実施につきましては、当機構において、コロナ禍の令和4年度に生活福祉資金貸付制度に係ります研修を実施したことがございます。

今後も、その時々々の社会情勢も踏まえながら、滞納者が望む場合には、支援制度などが紹介できるといった幅広い知識を身につけるといった観点から、実施は検討したいと思えます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。

今、行政でも重層的支援とかいうようなこともやられていますけれども、やはりネックになるのが本人から相談がなかったら、なかなか役所は動きにくいというのは全般にあるのだと思いますが、この滞納整理というのは役所からアクションする貴重な機会だなどと思えますので、また機構の業務充実のためにもより一層充実していかれたら嬉しいなどと思っております。

最後に機構の今後について伺いますけれども、機構の職員体制が当初から増やしてきて230人体制となっていますが、長年の努力で移管件数や金額は減少しています。

今後、共同化の事務が増える可能性もありますが、一方ではどの構成自治体も職員体制には苦慮されています。一人でも返してあげるのが最大の支援かもしれないなどということも思ったりしますが、今後の職員体制についてお伺いいたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 当機構の今後の職員体制につきまして、答弁申し上げます。

当機構は、これまでの職員体制をもちまして、設立以来収納率を向上させ、令和5年度は過去最高の収納率を達成いたしました。

また、令和6年度も現時点でございますけれども、前年度を上回っておりまして、高い水準を維持しております。

ただし、京都市をはじめとする徴収を強化している政令指定都市等と比較いたしますと、構成団体の徴収率はまだ低い状況でございます。

そうした中で、今後の職員体制を検討するに当たっては、当機構においては更に効率的、効果的な業務執行手法にどう取り組めるのか、また、その成果をどのように見込むのかということを探求していく必要がございますし、構成団体においては当機構に対して、今後、どのような成果や役割を求めるかなどを総合的に整理する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 私もいろいろ考えていきたいと思えます。

機構の取り扱う事務についても伺いますけれども、令和元年8月の一般質問で私述べましたが、所有権が複雑になった土地の極めて煩雑で根気のいる照会業務ですとか、家屋の現状把握のための航空機による撮影業務ですとか、登記簿の写しを打ち込む業務のような、市民には見えないけれども、市町村の実務をスケールメリットで軽減していくというような取組はひょっとしたら喜ばれるのではないかなど思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 機構での新たな共同化の業務への取組につきまして、答弁申し上げます。

ただいま議員の方から御紹介をいただきました業務の共同化につきましては、実施の有用性や可能性等も踏まえながら、構成団体と意見を交わしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 はい、ありがとうございます。

先日、山田啓二京産大教授の御講演を聞く機会がありまして、人口減少の時代にパラダイムシフトが必要だと、今自治体ごとにそれぞれがフルスペックの仕事をするのではなかなか回っていかないと、このようなことを言われていましてなるほどと思いました。

機構としては、今のところ全自治体の参加を前提にして一本に束ねてやることを中心に進めてこられたと思いますが、例えば業務によっては、困っている町だけ手伝いますよというような補完的な関わり方というのもあり得るのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 当機構への構成団体の参画の仕方につきまして、答弁申し上げます。

現在、京都市を除く府内全ての地方公共団体が共同化業務に賛同して、参画をいただいているところでございます。

そして、今後も共同化の効果を維持していくには多くの団体の参画が重要になると考えているところでございます。

当機構の共同化業務への参画につきましては、個々の市町村等がその内容を踏まえて決定されるということにはなりますが、当機構としては、共同化業務の内容の充実を図り、引き続き、全ての市町村等の賛同が得られるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君に申し上げます。

質問時間は残時間3分ほどでございます。御配慮をお願いします。小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。

これは機構さんに言うだけでなく、構成市町の議員としても、そこと論議していかなければならないこともあると思いますので、また勉強していきたいと思えます。

今回、人権がどうか少し青臭いことも言いましたし、それを言えば言うほど自分にも返ってくるのだなと思っております。

引き続き、何がこの人権擁護のためにいいのかということをお互いに考えていけたら嬉しいなと思っております。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第8「第1号議案」から「第3号議案」までの3件を一括議題といたします。

○議長（荒巻隆三君） これより質疑に入りますが、通告はございませんので、質疑を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、議案に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦です。

ただいま議題となっております議案3件のうち、第1号議案「令和7年度京都地方税機構一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。

反対の理由の第一は、物価高資材高騰など深刻な暮らしの実態に対し、暮らしや経営の全体を把握し支援する、これこそ、自治体にとって必要なことであり、徴収に特化した特別地方公共団体としてのあり方が本当にいいのかということについて、真剣に原点に立ち返って考える時期に来ているのではないかということからであります。

実際、先ほどの質問でもありましたとおり、取組の状況報告によりますと現年課税の移管額は、22年9月末に65億5,800万円だったのが、昨年9月末では38億2,000万円に減り、未納額も13億4,800万円まで減少しているのが実態です。

今後人口減少の傾向が続くもとで、ますます移管額が減少することは十分予想されております。そのため、徴税機構の役割は相対的に低くなっていくことになるのではないのでしょうか。このため、職員派遣を出す自治体からすれば、課税権を確保できて、そして負担金が減り、丁寧な対応が現場でできるだけの職員が確保できる方が良いでしょう、というふうに考えます。

第二は、今後課税事務共同化がなかなか、先ほどの答弁もありましたように難しい課題であるにもかかわらず、推進の計画を更に進め、地方税機構の事務を拡大しようとしているからです。

また、システムの標準化に伴う新たな自治体負担増、構成団体負担増もあると考えます。

そもそも、課税自主権を実質奪う共同化については、何度も指摘してきましたが、更に構成団体の今後の負担問題も出てきているのではないかと考えます。

例えば、本議会で私何度か質問をしましたが、地方公共団体情報システムの標準化に伴う機構のシステム改修にかかる費用と構成団体負担について、国の補助金を活用するため、初期費用はさほどかからず、今後構成団体負担となるシステム運用経費も現状経費と大きく変わらないという答弁を昨年の議会でいただきました。

しかし、最初に述べたとおり、経費もかかりますし、市町村独自の制度構築には、更に、負担が大きくかかる上に、課税事務の共同化の推進により、これ別課題ではありますけれども全体として負担が増える可能性があります。

人口減少などの事態に、経費が変わらないと言われても、新たな負担が増えていくわけで、

その点でも、人的問題に加え構成団体の負担問題も新たな課題ではないかというふうに考えております。

第三は、京都市内の3地方事務所を一つに統合するなど、府民サービスを一層後退させることが進められてきたからであります。

移管額の減少、自治体職員体制の厳しさなどの実態を、いわば逆手に地方事務所を統合したこと自身が問題ではありますけれども、例えば、山城中部地方事務所は、城南勤労者福祉会館を京都府が廃止することにより、今度宇治市役所近くに移転することとなりました。

その結果、移転費用を除いても、これまで年間421万4,000円だった家賃が950万4,000円に跳ね上がり、しかも駐車場が足りない、改修のコストが当初予算にも盛り込まれておりますが、新たにかかります。

また、京都地方事務所統合でも、家賃が3事務所の時とほぼ変わらないなど、一層構成団体に負担を強いることになってしまいます。

また、山城中部地方事務所の移転先については、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則によりますと、48人が就業される予定ですが、その場合少なくとも男女別の4個のトイレが必要です。しかしこのビルには、1階に男女共用のそれぞれ便器が一つのトイレが一つ、2階は女性用、3階は男性用しかなく、エレベーターもないため、外階段を使って2階、3階に行かざるを得ません。2階、3階は別のテナントが入居しており、共同使用ということになっております。車椅子で移動される高齢者や障害のある方は、1階のトイレしか使用できませんが、車椅子使用者用便房やオストメイト対応の水洗器具を備えておりません。

これに府民の皆さんが事務所にも来られるわけですから、それに対応しようとするれば、莫大な改修費もかかってまいります。

また、先ほど述べましたように、駐車場の確保も大きな課題です。

このような具体的な事例を考えた場合、やはり今後、構成団体への負担も更に増えるということが示された予算案でもあります。

以上をもって反対とさせていただきます。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、堀口宏隆君に発言を許します。堀口宏隆君。

〔堀口宏隆君登壇〕

○堀口宏隆君 宇治田原町議会選出の堀口宏隆でございます。

昨年11月に町議会議員となり、またこの度、税機構の議員にも選出されました。

我がまち、宇治田原町の今後の活性化に向けた施策展開において、積極的に、そして自分らしく取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されております「令和7年度京都地方税機構一般会計予算」、「令和6年度京都地方税機構一般会計補正予算」ほか、法の施行に伴う関係条例の整備に係る議案の全てについて、賛成の立場から討論をいたします。

まずは、京都地方税機構の活動について、私の考えを述べさせていただきます。

前任の議員から、税機構ができるまでは、特に小さな市町村ではできなかった徴収業務が、共同で行うことで取り組めるようになったと聞き、それは宇治田原町の徴収率を見ても、平

成 20 年度の 90.4%が令和 5 年度は 99%とその効果の大きさを確認できます。

また、税機構の事務局からも業務の概要等について説明を受けましたが、ここ最近の機構の収納率が 3 年連続で増加し、令和 5 年度は機構設立以来、過去最高の数値になったとのことで、現在の多様化した社会経済情勢の中にあっても、引き続き、頑張っ成果を上げておられることをお聞きしたところです。

我が国は、皆様も実感されておられるように、人口の減少や少子高齢化の進行に加え、地域社会の衰退という構造的な問題を抱えています。そして、まさに宇治田原町においても今後の町の存亡に関わる大きな課題であります。

それに対し宇治田原町では、子育て支援や教育助成、農林業に対する補助、インフラ整備などに取り組んでおりますが、そうした施策を今後も発展的に展開するには財源の確保が大きな問題となります。

これについて私は先の町議会の一般質問において、産業や雇用の創出等を通じた財源の確保という観点から、更に企業誘致を進めていく必要性を申し上げたところですが、当然、こうした施策の推進によって新たに税金を課することができても、それを確実に確保する取組がなければ、その取組の意義が半減してしまいます。

こうした点においても、京都地方税機構の存在、活動というのは、我々基礎自治体にとって大変意味あるものであり、全国に誇れる取組ではないかと思えます。

そして、今回の提出議案であります、第 1 号及び第 2 号の予算議案は、マンパワーの業務を行う機構にとって必要な人件費や事務経費等が計上されており、また、第 3 号の条例改正議案は、機構の業務推進に当たっての必要な整備であって、これら全ての議案は適切なものであります。

私は、今後、機構議員として適正な税業務の遂行に向けた応援をしてまいりますし、また、町議会議員としては、機構において確保された貴重な税収を、有効な施策に活用する議論を重ねたいと思っております。

当税機構におかれても、引き続き、構成団体が寄せる期待にしっかり応えていかれるよう切にお願い申し上げまして、私の本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、討論を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより議案 3 件について採決に入ります。

採決は 1 件ずつ、3 回に分けて挙手により行います。

まず、第 1 号議案「令和 7 年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。採決は挙手により行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第 1 号議案は原案どおり可決されました。

次に、第 2 号議案「令和 6 年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に日程第9「議第1号議案」から「議第3号議案」までの3件を一括議題といたします。

案文はお手元に配付のとおりであります。議第1号議案から議第3号までの議案3件について、松本俊清君に提案理由の説明を求めます。松本俊清君。

〔松本俊清君登壇〕

○松本俊清君 笠置町選出の松本俊清でございます。

それでは、ただいま議題となっております、議第1号議案「京都地方税機構議会個人情報保護条例の一部を改正する条例」、ほか2件の議案につきまして、提出者を代表し、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第1号議案「京都地方税機構議会個人情報保護条例一部改正の件」につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」の一部改正等に伴う規定整備を行おうとするものであります。

次に、議第2号議案「京都地方税機構議会会議規則一部改正の件」であります。これは、多様な人材の参画を促すために、現在、本会議を欠席できる事由として例示列举されている、疾病、本人の出産に、新たに育児、介護、配偶者の出産と家族の看護を加えるものであります。

最後に、議第3号議案「京都地方税機構議会傍聴規則全部改正の件」につきましては、社会情勢の変化等を踏まえ、傍聴人の着用・携帯物や遵守事項などの規定を整理する改正を行おうとするものでございます。

議員各位におかれましては、ただ今申し上げました趣旨を御理解いただき、各議案に賛同賜りますことをお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

御清聴、誠に有難うございました。

○議長（荒巻隆三君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

松本俊清君ほか2名の諸君から提出の議第1号議案「京都地方税機構議会個人情報保護条例一部改正の件」、議第2号議案「京都地方税機構議会会議規則一部改正の件」及び議第3

号議案「京都地方税機構議会傍聴規則全部改正の件」をそれぞれ原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（荒巻隆三君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、令和7年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 荒巻隆三

会議録署名議員 小鍛治義広

同 山崎良磨